

ラオスにおけるリース業事業許可一時停止について

2025年3月27日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

改正投資奨励法（No62）が、2024年10月1日より施行されていますが（詳細は、弊所[ニュースレター](#)を参照下さい）、旧投資法に奨励業種に入っていた「貧困解決のための政策的銀行業務、マイクロファイナンス事業」については、改正後、奨励業種から外れています。その背景として考えられることは、外資規制の緩和により、必然的に外国企業が参入しやすくなり、投資を奨励しなくてもよい状況になったことがあげられます。2022年まで同事業は、外資出資比率の上限は30%でしたが、規制が緩和され、預金無マイクロファイナンス事業は外資100%でも参入可能となり、預金有マイクロファイナンス事業は、外資の出資比率が51%までに引き上げられ、外国企業がマジョリティをとることが可能となりました。他方、リース業においては、外資規制はなく、外資100%でも事業が可能であるため、国内外の投資家がラオスでの事業展開に興味をもち、その数は増加傾向にあります。



今回、ラオス中央銀行は、2025年2月19日付で、ラオスにおいてリース事業を行うことを目的としている国内外の投資家に向けた通達（No42）を発行し（以下、「通達」）、リース事業の増加による投資環境の改善に関する通知を発表しています。

2. リース業の事業許可証の発行一時停止について

通達の内容は以下の通りです。

「現在、ラオスの非銀行金融機関（以下、「ノンバンク」）事業は、国内外の個人および法人の投資家からの関心を集めており、その結果、リース業を含めたノンバンクの数は継続的に増加している。これにより、国民がより多くの金融サービスにアクセスする機会が増え、ラオスの社会経済の発展にも貢献している。しかしながら、ラオスのノンバンクを含めた金融機関は、周辺国と比較するとまだ規模が小さく、競争力も弱く、サービスを安定的に提供できるような、ネットワークも限られている状況にある。そのため、法令の実施状況について評価を行い、ラオスの経済発展に見合った環境に改善する必要がある。

そのため、ラオス中央銀行は、2025年2月1日以降、リース会社の事業許可証の発行を一時停止することを発表する」

なお、通達には一時停止の期限は明記されていませんので、いつ解除されるかは不明な状況です。また、2月1日以前に、事業許可証の申請書類を当局に提出済みの事業者は、申請書類がすべて揃っている状態であれば、法律が規定する期限内に事業許可証を発行するとしています。

以上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

One Asia Lawyers は、日本のクライアントにシームレスで包括的な法的アドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。私たちは、ASEAN 各国の非常に複雑で膨大な法律に関するスペシャリストです。日本だけでなく ASEAN 各国にメンバーファームがあり、この地域全体でアクセスしやすく、効率的なサービスを提供しています。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）

[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括



One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



内野 里美 One Asia Lawyers Group ラオス事務所

2016年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で15年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。